

苫小牧市告示第46号

たき火及び喫煙の禁止区域、期間の指定について

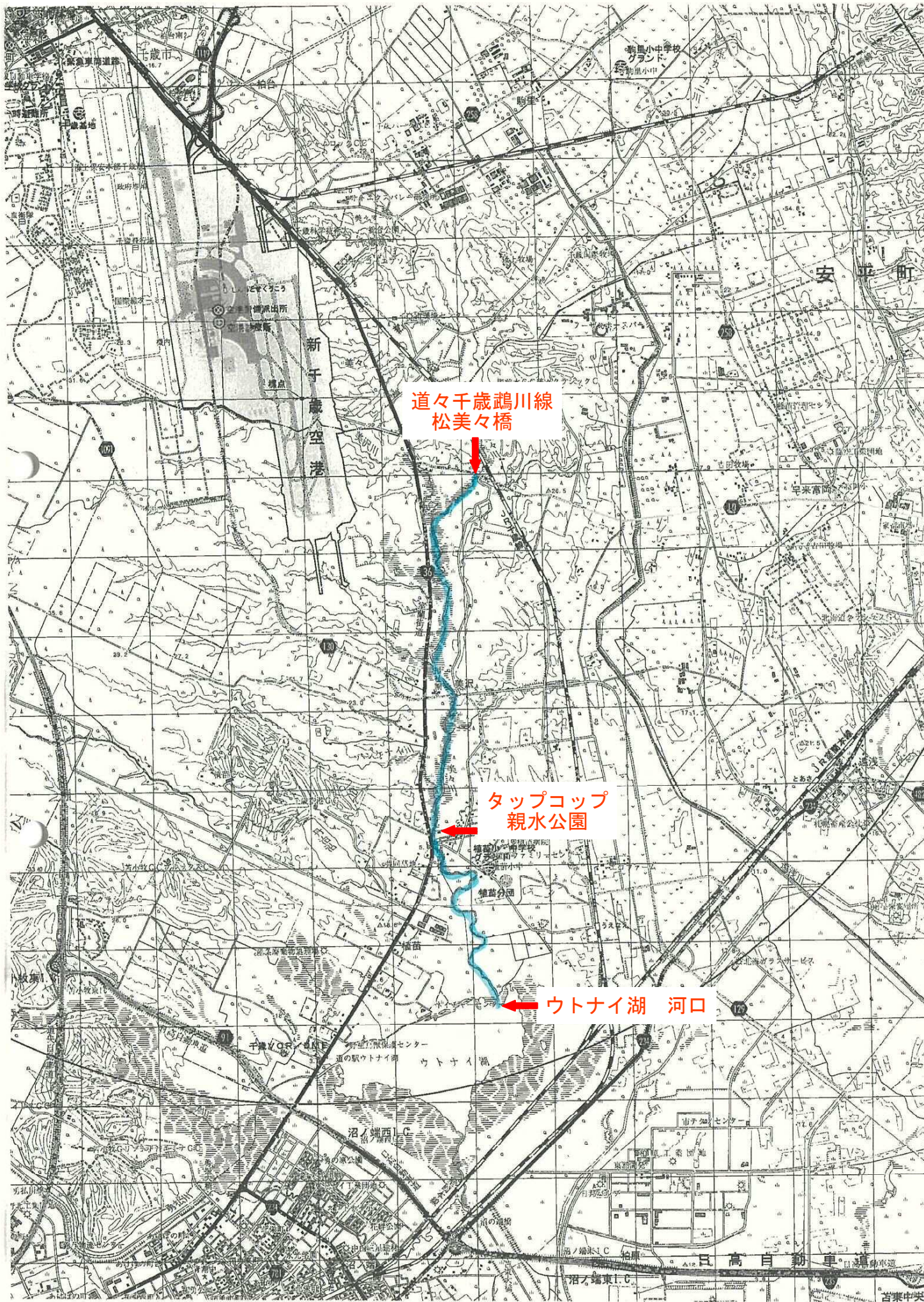
消防法（昭和23年法律第186号）第23条の規定により、美々川（道々千歳・鶴川線より北側を除く。）地域における、たき火及び喫煙の禁止区域、期間を次のとおり定める。

令和5年2月15日

苫小牧市長 岩倉 博文



- 1 たき火及び喫煙の禁止区域  
河川の水際から50メートルの区間
- 2 たき火及び喫煙の禁止期間  
令和5年から令和7年までの3年間のうち、3月1日から5月31日までの3月間及び10月1日から12月31日までの3月間とする。
- 3 消防法第23条の規定による制限に違反した者は、消防法第44条の規定により、30万円以下の罰金又は拘留に処する。



道々千歳鷗川線  
松美々橋

タップコップ  
親水公園

ウトナイ湖 河口